

農地の管理に困っている皆さん!!

農地バンクに登録しませんか?



農地を借りたい皆さん!!

農業委員会で情報を提供しています

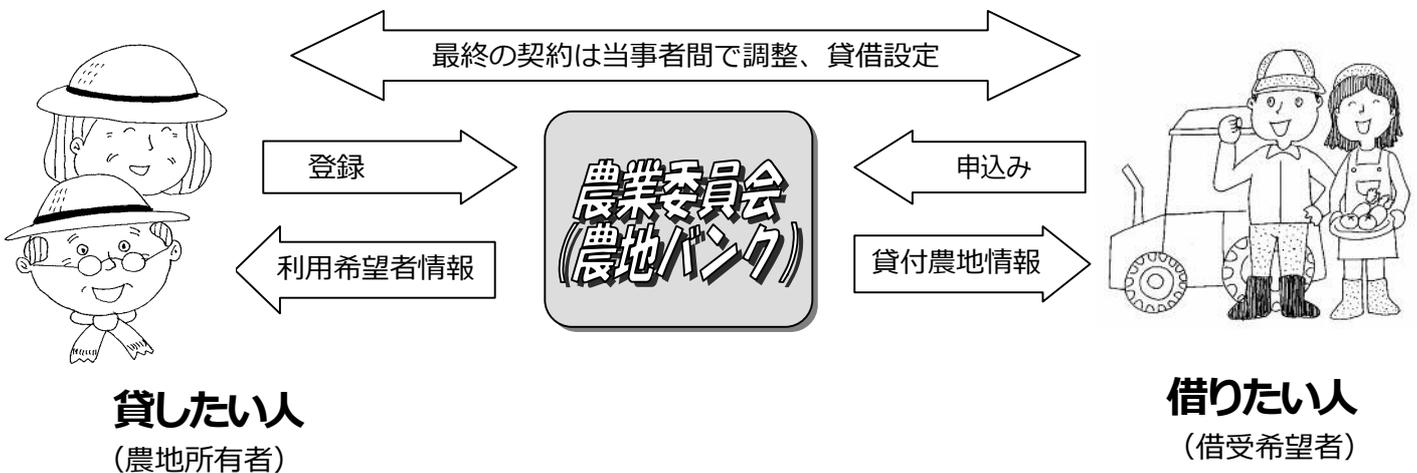
最近、農業者の高齢化や農地の相続等によって、所有者では管理できない農地が増えて耕作放棄地となっています。また、農地を借りたくても情報がなくて困っているという農業者も増えています。

そこで、豊田市農業委員会では、農地の有効利用を図るために、農地バンク制度を進めています。

■ 農地バンク制度について

農地バンク制度は、農地の所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、農業委員会が借りたい方へ紹介し利用していただくための制度です。

■ 農地バンクのイメージ ■



お問い合わせ 豊田市農業委員会事務局 (電話0565-34-6639)

■ 農地を借りることができる人

- ①既に 1,000 m²以上耕作している個人・法人
- ②これから農地を借りて農業経営をしたい個人・法人
- ③農ライフ創生センター担い手づくりコースの修了生

- ※ 農業経験のない方には、借りた農地を借主が適正に利用していない場合に貸主が賃借を解除することができる「解除条件付利用権設定」での手続きとなります。
- ※ 新規で法人が農地を借りる場合は事前審査会での承認が必要となります。

■ 農地の登録について

■ 貸付希望農地の登録について

登録は随時受け付けています。

■ 登録できる農地について

- ・農地所有者が管理できなくなった農地（市街化区域及び山林・原野化した農地は登録できません）
- ・登録には農業委員会の審査があります。

■ 賃借料について

- ・ご希望の金額を記入できますが、実際の金額は利用希望者と相談していただきます。毎年1回、平均的な賃借料水準を市ホームページにて公表する予定です。参考にしてください。

■ 注意!!

- ・農地バンクでは、農地の売買の斡旋は原則として行いません。
- ・農地バンクに登録されても、借受人が見つかるまで草刈等の管理を行って下さい。

農地バンクに登録を希望される皆さん!!
「登録申請書」に必要事項を記入・押印し提出してください。

農地バンク制度に関する詳細、ご質問は、
お気軽に豊田市農業委員会事務局までご連絡ください。

お問合せ 豊田市農業委員会事務局
(TEL 0565-34-6639)